

合志市国土強靱化地域計画

～さらなる強靱化を目指して～



熊本県合志市

令和2年3月

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 事前に備えるべき目標	
3 強靱化を推進する上での基本的な方針（1）～（5）	
第2章 本市の地域特性	6
1 地理的特性	
2 自然環境	
3 本市における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	18
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針（1）～（8）	23

【別冊】

脆弱性評価結果

強靱化推進方針に基づく取り組み一覧・重要業績指標（KPI）

はじめに

1 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）を施行しました。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取り組みが進められている。

そのような中で発生した、熊本地震では、熊本県内各地で未曾有の被害をもたらし、多くの尊い生命と大切な財産が失われた。本市では、人的被害こそ比較的少なかったものの、家屋や公共施設、事業所や農業関連施設など、これまで築き上げてきた生活・産業基盤に大打撃を受けた。

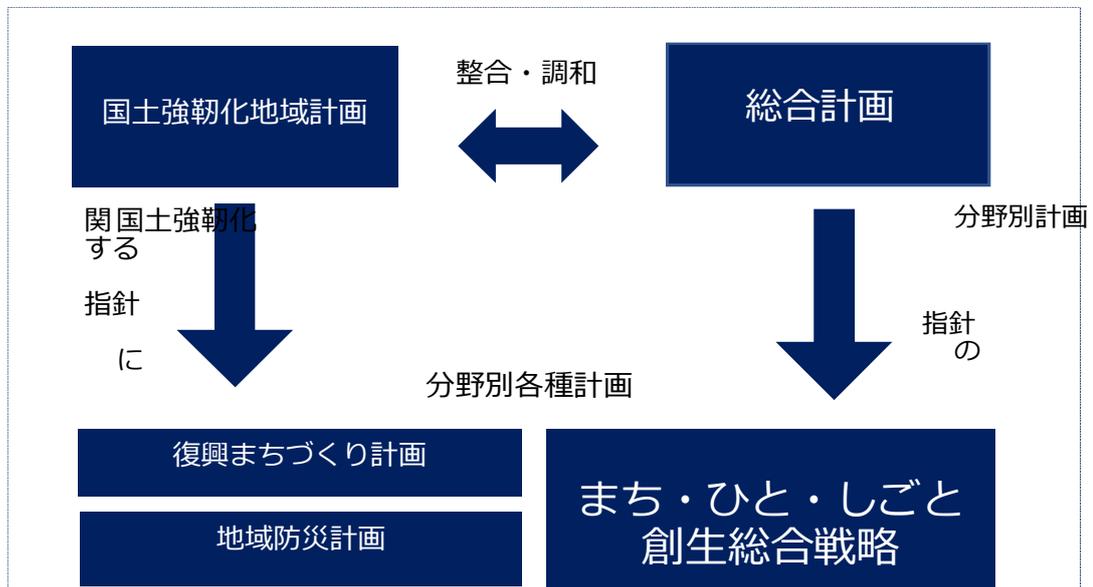
一方で、本市に所在する県農業公園や自衛隊演習用地が緊急広域支援の拠点として活用され、また各地から送られてきた支援物資の一時補給拠点としての機能を果たすなど、広域的な支援活動において、地理的な利便性を発揮し、他市町村を支える大事な防災機能の役割を果たした。

この熊本地震やこれまで発生した多くの自然災害を踏まえて、熊本県では、平成 29 年 10 月に「熊本県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という）を策定した。

本市においては、再び大災害がいつどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国や県の国土強靱化に関する計画を踏まえ、その被害を最小限に抑えるとともに、本市そして他市町村の迅速な復旧復興へとつながるよう、災害に強く安全安心なまちづくりを着実に推進するため、「合志市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

「合志市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき策定するものであり、国の「国土強靱化基本計画」及び「熊本県国土強靱化地域計画」を踏まえた上で、「合志市総合計画」との整合性を図りながら、「合志市復興まちづくり計画」並びに「合志市地域防災計画」を網羅し、今後起こり得る大規模自然災害に対して、総合的な防災体制を整備して、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指していくための計画と位置づけする。



3 計画期間

本計画は、今後の社会経済情勢等の変化や国土強靱化施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年とする。

ただし、計画期間内においても施策の進捗や急変する気象状況や環境、社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うものとする。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

本計画では、今後起こり得る大規模自然災害や南海トラフ地震への対応として、熊本地震や過去の災害から得た教訓を基に、ハード・ソフトを含めた総合的な防災体制を整備し、災害に強く、安全安心に生活できる合志市を目指すために、次の6つの基本目標を定める。

- ① 市民の生命を守ること
- ② 市及び社会の重要な機能（ライフライン）が致命的な障がいを受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 広域的な防災の拠点として機能すること

2 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能を確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）における機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生後の生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保と早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害（=沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺、施設の

損壊・機能不全による二次災害、火山噴火による甚大な地域社会への影響等)を回避する。

- ⑧ 大規模自然災害発生後の地域社会・経済の迅速な再建・回復(=復旧・復興を担う人材の確保、地域コミュニティの維持等)に必要な条件を整備する。

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取り組み姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう要因について、あらゆる側面から検討を加え、取り組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視点を持って計画的な取り組みにあたること。
- ③ 災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。
- ⑤ 広域防災拠点として、県境を越える広域的な災害に対応できるような体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、体制を早急に構築すること。

- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう検討すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的 利用を促進すること。

（3）地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、人のつながりや地域づくりが重要となるため、コミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がいのある人、外国人、女性、子ども、滞在者、通行者や通行車両等、より多くの人や状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

（4）SDG s の推進

国土強靱化を進めるに当たっては、持続可能な開発目標（SDG s）のターゲット13.1の「すべての国々において、機構関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」を念頭に進めて行くこと。



(5) 広域防災拠点都市としての機能充実・強化

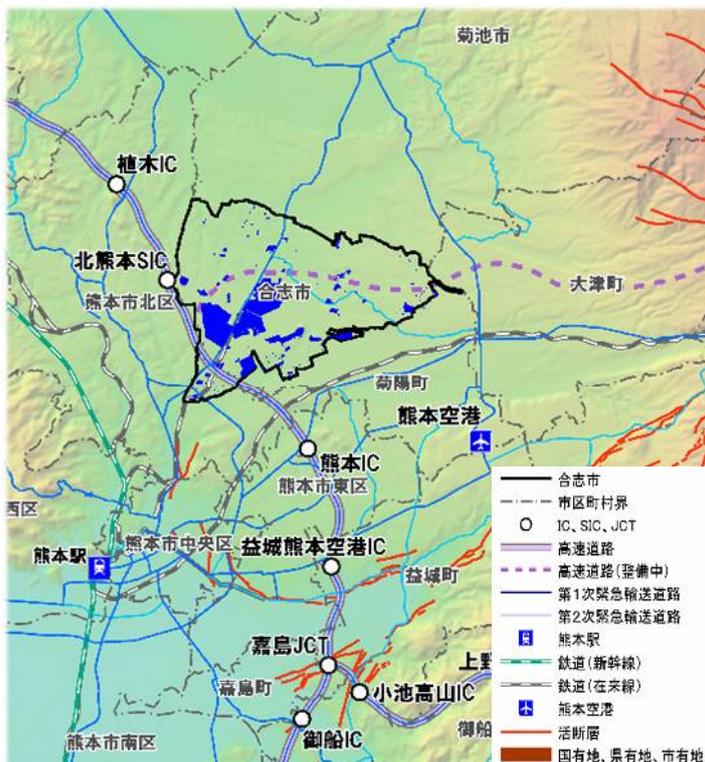
本市は熊本市にも隣接し、災害リスクの少ない平坦かつコンパクトな地勢となっている。また、大規模な国・県有地を有するとともに、空港・鉄道・高速道路等への交通アクセスに優れるというポテンシャルを有する等、大規模災害時における県内の広域防災拠点都市として、その基盤や機能の充実・強化を図る。

第2章 本市の地域特性

1 地理的特性

(1) 位置

本市は、熊本市の北東部に位置し、東西は約 12 km、南北は約 8 km に広がり、総面積は 53.19 km² と災害リスクの少ない平坦かつコンパクトな都市である。熊本都市計画区域において本市はその構成都市の一つとして整備が進められてきたため、市の南側に住宅を中心とした市街地を有している。さらに、500 ha にも及ぶ大規模な国・県有地を有し、空港・鉄道・高速道路等への交通アクセスに優れている。



また、九州を南北につなげている九州縦貫道路に対して、平成 31 年に完成した北熊本スマートインターチェンジをはじめ今後整備される各種インターチェンジによって簡単に接続ができるうえ、中九州横断道路の完成による九州の東西間の移動が容易になり、本市の交通アクセスの利便性は、さらに高まる。

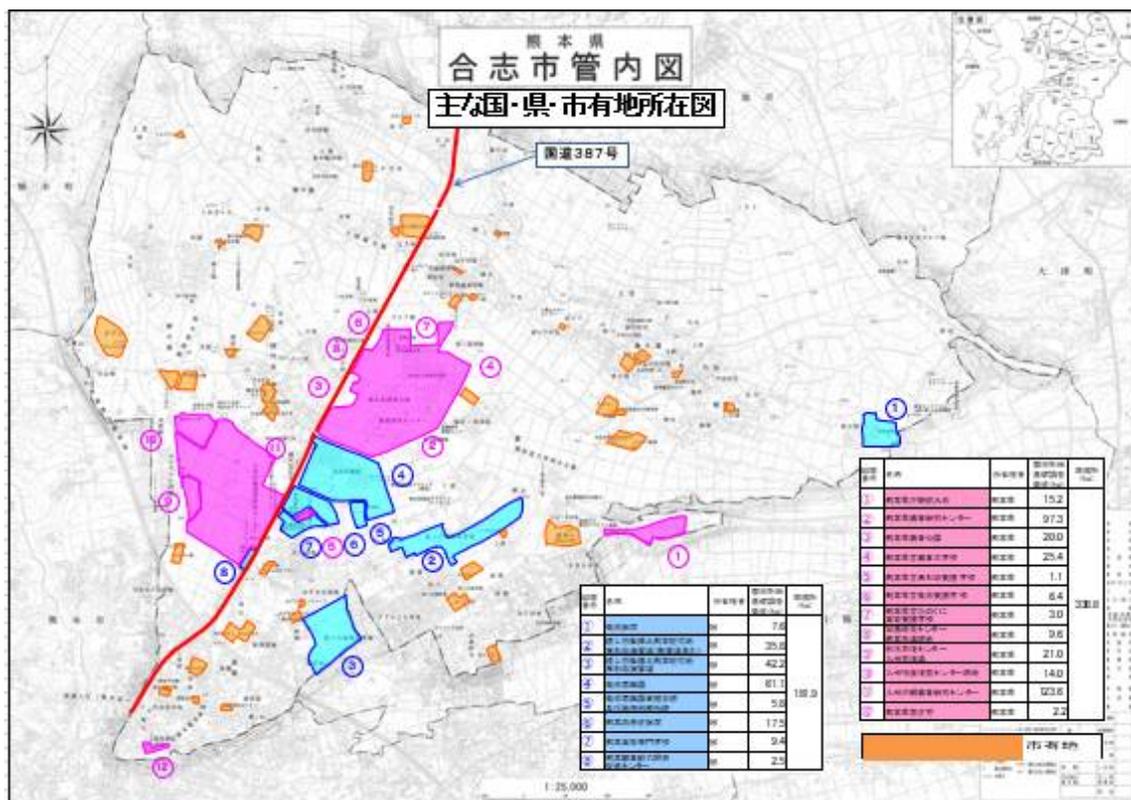
平成 28 年熊本地震の際は、植木インターチェンジ以南の

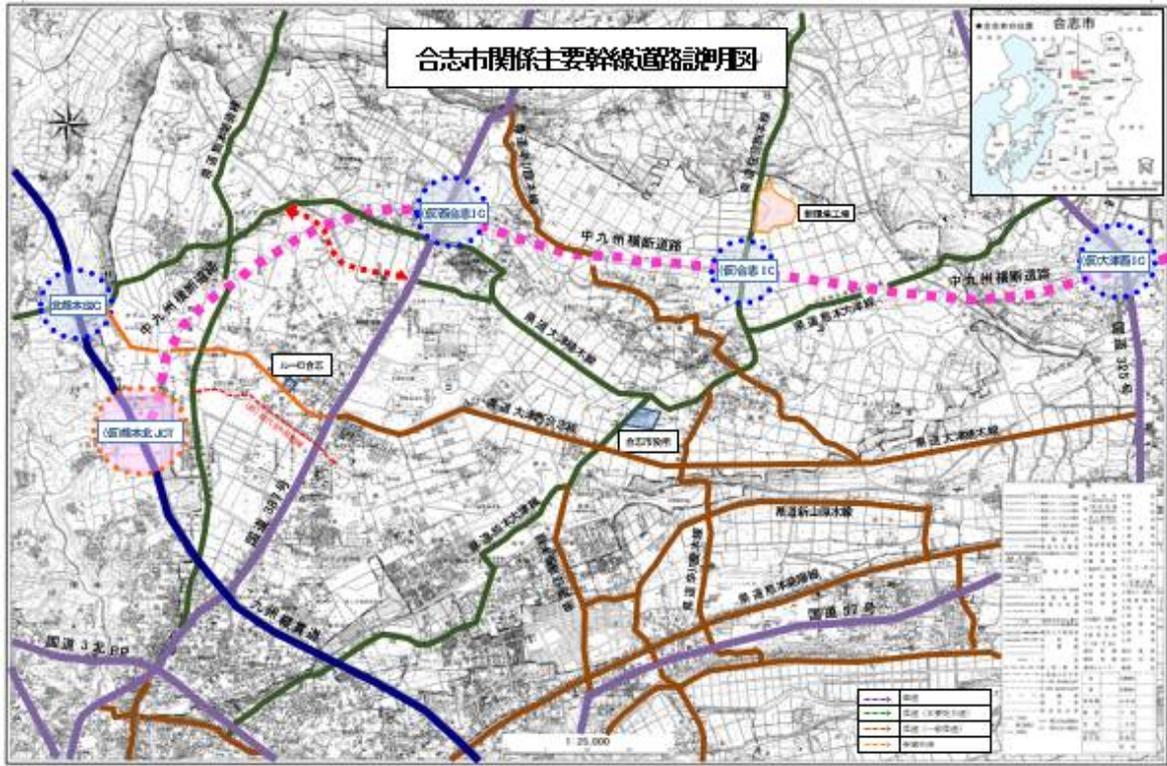
通行が遮断されたため、車両は本市を通過して他市町村へと向かった。県下で避難地域への対応が進まない中、受け入れの難しい物資を本市で預かり、被災地へと繋いだ。さらに、自衛隊の災害拠点が本市の県農業公園に設けられるとともに、自衛隊演習場用地も活動拠点として活用された。

一方では、救援車両や物資輸送車両が集中した結果、長期間にわたり道路渋滞する事態を招いた。

今後、南海トラフ地震などの大災害による直接的な被害、または道路寸断、建物倒壊などの二次災害が起こる中で、本市の交通アクセスの利便性等を考慮すると、本市を通る道路は人命救助、物資支援などの緊急的輸送路として、熊本地震時よりも、さらに多くの車両が通行することが予想される。市内を通る国道 387 号や県道大津植木線、県道大津西合志線、幹線市道などは大渋滞を起こし、緊急支援活動が大幅に停滞する事態に陥る可能性がある。

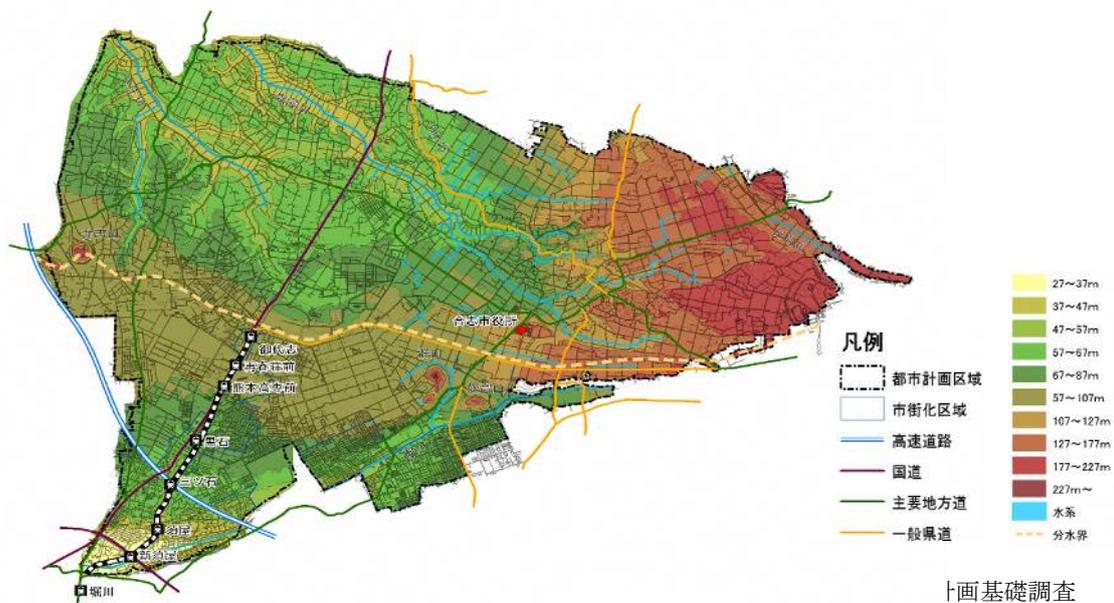
一分、一秒が命取りになりかねない状況の中、国や県が主導のもとで自衛隊、関係機関、ボランティア団体などが各地で迅速に支援活動を展開するためには、各種道路の整備が必須である。災害時の早期復旧を可能にするため、各種道路等の整備による交通麻痺の解消を各関係機関に要請していく。





(2) 地形

本市で最も標高が低いのは南西部で、最も高い東部との標高差は約 100m となっている。中央部を東西に分水界が通り、西から東へ緩やかに起伏する地形となっている。高い山は存在しないが、弁天山、群山、飯高山などの小山があり、菊池川水系の上生川、塩浸川、上庄川、日向川と坪井川水系の堀川などの河川が流れている。



(3) 土地利用現況

本市の土地利用現況をみると、56.9%が自然的土地利用であり、その大半が農地（田・畑）で、全体の 42.2%となっている。都市的土地利用では宅地が 16.7%で最も多く、次いで公益施設用地となっている。

市街化区域では、86.5%が都市的土地利用で、そのうち宅地が全体の 52.6%を占めている。市街化区域内に農地や山林が僅かながら分布しており、潤いをもたらしている。市街化調整区域では、自然的土地利用と都市的土地利用の割合がほぼ 2 : 1 であり、自然的土地利用では、47.0%を農地が占めている。都市的土地利用では、宅地が 11.8%と最も多く、次いで公益施設が 10.9%と多いことが特徴としてみられる。

また、本市には比較的大きな国県有地が数多く分布し、これらの占める割合が高くなっている。

(土地利用面積)

			実数 (ha)			構成比 (%)		
			市街化区域	市街化調整区域	合計	市街化区域	市街化調整区域	合計
自然的 土地	農地	田	2.7	662.9	665.6	0.4	14.0	12.4
		畑	42.3	1,553.7	1,596.0	6.6	33.0	29.8
		小計	45.0	2,216.6	2,261.6	7.0	47.0	42.2
	山林	20.3	549.3	569.6	3.2	11.7	10.7	
	水面	4.4	30.4	34.8	0.7	0.6	0.7	
	その他の自然地	16.8	158.1	174.9	2.6	3.4	3.3	
	小計	86.5	2,954.4	3,040.9	13.5	62.7	56.9	
都市的 土地利用地	宅地	住宅用地	291.3	423.7	715.0	45.3	9.0	13.4
		商業用地	21.0	44.6	65.6	3.3	0.9	1.2
		工業用地	26.0	87.9	113.9	4.0	1.9	2.1
		小計	338.3	556.2	894.5	52.6	11.8	16.7
	農林漁業施設用地	1.3	103.2	104.5	0.2	2.2	2.0	
	公益施設用地	54.5	511.7	566.2	8.5	10.9	10.6	
	道路用地	105.1	332.3	437.4	16.4	7.1	8.2	
	交通施設用地	4.7	11.3	16.0	0.7	0.2	0.3	
	公共空地	25.8	35.3	61.1	4.0	0.8	1.1	
	その他の公的施設用地	0.0	69.0	69.0	0.0	1.5	1.3	
	その他の空地	26.3	130.8	157.1	4.1	2.8	2.9	
小計	556.0	1,749.8	2,305.8	86.5	37.3	43.1		
合計		642.5	4,704.2	5,346.7	100.0	100.0	100.0	

資料：2017年度（平成29年度）都市計画基礎調査

2 自然環境

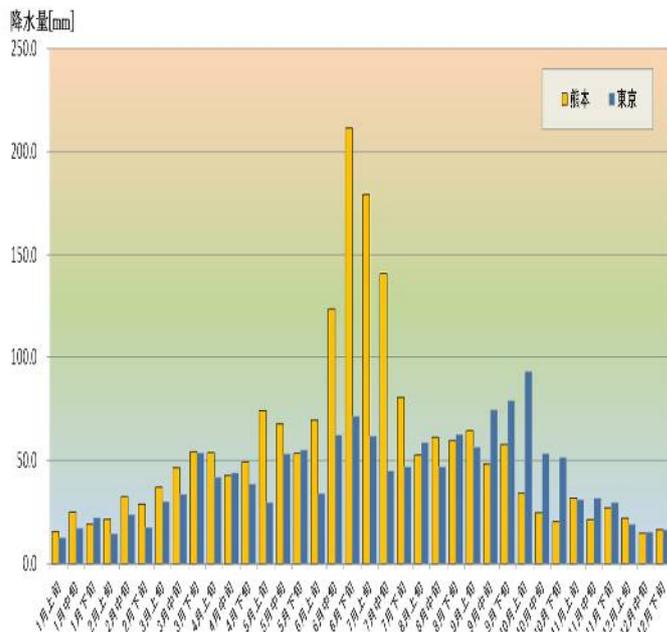
(1) 気候

本市は、熊本地方と阿蘇地方に挟まれており、熊本平野を中心として夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候である。しかしながら、農業には適した気候であり、施設園芸が盛んな地域である。

(2) 降水量

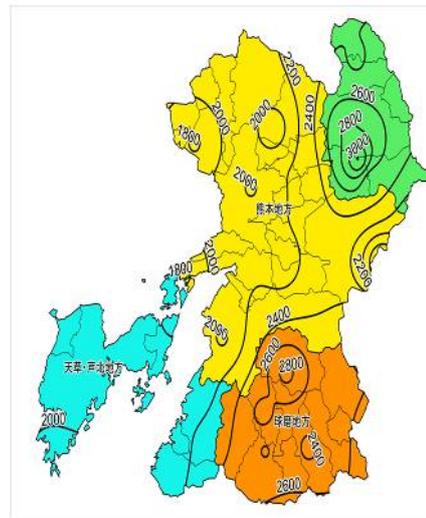
県全体として九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすく、本市も同様である。

特に、梅雨時期の降水量は多く（6月～7月の2ヵ月間に、年間降水量の約4割が降る）、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。



(参考：東京都との年間降水量の比較)

(気象庁資料を参考に県作成)



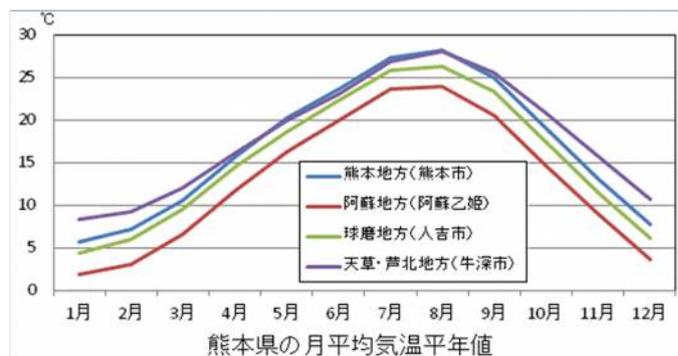
熊本県の年間降水量分布図 単位 (mm)

(出典：熊本地方気象台)

県の年間の降水量を見ると、九州山地の西側にあたる阿蘇地方、球磨地方で多く、特に阿蘇山付近では 3,200 mmに達している。その雨水が大地を潤し、熊本の豊富な地下水資源となっている。その他の平野部でも 2,000 mm前後の雨が降っており、本市も年間 2,200 mm前後の雨が降る。

(3) 気温

熊本地方の平野部の平均気温は 16℃前後と高いものの、夏は暑く冬は寒い内陸性の気候となっている。



(出典：熊本地方気象台ホームページ)

(市地域防災計画抜粋) ※福祉センター「みどり館」は令和2年4月から栄市民センターに代わります。

◆避難場所

図面番号	種別	施設名称	図面番号	種別	施設名称
1	指定緊急避難場所	独立行政法人国立高等専門学校機構 熊本高等専門学校（熊本キャンパス）	45	指定緊急避難場所	西合志東小学校
2	指定緊急避難場所	熊本県立農業公園	46	指定緊急避難場所	西合志南小学校
3	指定緊急避難場所	熊本県立農業大学校	47	指定緊急避難場所	西合志南中学校
4	指定緊急避難場所	熊本県立黒石原支援学校	48	指定緊急避難場所	総合運動公園
5	指定緊急避難場所	熊本県立ひのくに高等支援学校	49	指定緊急避難場所	中央運動公園グラウンド
6	指定緊急避難場所	熊本県立菊池支援学校	50	指定緊急避難場所	合生グラウンド
7	指定緊急避難場所	合志市泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター	51	指定緊急避難場所	みずき台グラウンド
8	指定緊急避難場所	福祉センター「みどり館」	52	指定緊急避難場所	元気の森公園（※地震時のみ）
9	指定緊急避難場所	栄体育館	53	指定避難所	合志市防災拠点センター
10	指定緊急避難場所	福原グラウンド	54	指定避難所	総合センター「ヴィーブル」
11	指定緊急避難場所	野付グラウンド	55	指定避難所	合志小学校
12	指定緊急避難場所	わんぱく広場	56	指定避難所	合志中学校
13	指定緊急避難場所	すずかけ台南公園	57	指定避難所	合志南小学校
14	指定緊急避難場所	すずかけ台中央公園	58	指定避難所	泉ヶ丘体育館・泉ヶ丘市民センター
15	指定緊急避難場所	すずかけ台コミュニティセンター	59	指定避難所	南ヶ丘小学校
16	指定緊急避難場所	すずかけ台北公園	60	指定避難所	福祉センター「みどり館」
17	指定緊急避難場所	すずかけ台西公園	61	指定避難所	栄体育館
18	指定緊急避難場所	泉ヶ丘中央公園	62	指定避難所	西合志第一小学校
19	指定緊急避難場所	泉ヶ丘北公園	63	指定避難所	合生文化会館
20	指定緊急避難場所	泉ヶ丘東北公園	64	指定避難所	西合志中央小学校
21	指定緊急避難場所	泉ヶ丘東公園	65	指定避難所	野々島防災拠点センター
22	指定緊急避難場所	泉ヶ丘南公園	66	指定避難所	西合志中学校
23	指定緊急避難場所	永江団地西公園	67	指定避難所	御代志市民センター
24	指定緊急避難場所	永江団地中央公園※地震時のみ	68	指定避難所	老人憩いの家
25	指定緊急避難場所	杉並台中央公園※地震時のみ	69	指定避難所	黒石市民センター
26	指定緊急避難場所	沖野台公園	70	指定避難所	西合志東小学校
27	指定緊急避難場所	須屋浄化センター※地震時駐車場のみ	71	指定避難所	西合志南中学校
28	指定緊急避難場所	老人憩いの家	72	指定避難所	西合志南小学校
29	指定緊急避難場所	合生文化会館	73	指定避難所	妙泉寺体育館
30	指定緊急避難場所	ユーパレス弁天（※駐車場のみ）	74	指定避難所	須屋市民センター
31	指定緊急避難場所	栄グラウンド	75	指定避難所	ユーパレス弁天
32	指定緊急避難場所	御代志市民センター	76	指定避難所	保健福祉センター ふれあい館
33	指定緊急避難場所	西合志体育館	77	災害時受入が可能な福祉施設	保健福祉センター ふれあい館
34	指定緊急避難場所	黒石市民センター	78	災害時受入が可能な福祉施設	高齢者向け住宅 スリーマイル秋桜
35	指定緊急避難場所	野々島防災拠点センター	79	災害時受入が可能な福祉施設	野々島学園
36	指定緊急避難場所	須屋市民センター	80	災害時受入が可能な福祉施設	介護老人保健施設 有隣
37	指定緊急避難場所	総合センター「ヴィーブル」	81	災害時受入が可能な福祉施設	特別養護老人ホーム 菊香園
38	指定緊急避難場所	合志小学校	82	災害時受入が可能な福祉施設	障害者支援施設 白鳩園
39	指定緊急避難場所	合志中学校	83	災害時受入が可能な福祉施設	障害者支援施設 くぬぎ園
40	指定緊急避難場所	南ヶ丘小学校	84	災害時受入が可能な福祉施設	就労支援センター テクニカル工房
41	指定緊急避難場所	合志南小学校	85	災害時受入が可能な福祉施設	ファミリーハウス ひまわり
42	指定緊急避難場所	西合志第一小学校	86	災害時受入が可能な福祉施設	ツクイ合志
43	指定緊急避難場所	西合志中央小学校	87	災害時受入が可能な福祉施設	サンシャインワークス
44	指定緊急避難場所	西合志中学校	88	災害時受入が可能な福祉施設	グループホームかたれあ会

② 台風による災害

台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、近年の異常気象も踏まえて、季節に関係なく発生し、上陸することもある。

〔参考1〕過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）

西暦	種類	被害地域	主な被害
1927年9月12日～13日	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水 334戸
1953年6月26日～28日	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957年7月26日	豪雨による水害	金峰山系 等	死者183人、全半壊 284戸、浸水10,832戸
1972年7月3日～6日	豪雨による水害	天草上島 等	死者123人、全半壊 973戸、浸水37,583戸
1982年7月23日～25日	豪雨による水害	県下全域	死者 23人、全半壊 183戸、浸水24,574戸
1984年6月21日～7月1日	豪雨による水害	特に五木村	死者 16人、全半壊 6戸、浸水 578戸
1990年6月28日～7月3日	豪雨による水害	県下全域	死者 17人、全半壊 217戸、浸水 7,563戸
1991年9月27日	台風による被害	県下全域	死者 4人、全半壊1,889戸、浸水 24戸
1999年9月23日～24日	台風による被害	県下全域	死者 16人、全半壊1,818戸、浸水 1,925戸
2003年7月20日	豪雨による水害	県南部	死者 19人、全半壊 25戸、浸水 503戸
2012年7月12日	豪雨による水害	県下全域	死者 25人、全半壊1,462戸、浸水 582戸
2016年6月19日～25日	豪雨による水害	県下全域	死者 5人、全半壊 130戸、浸水 645戸

(2) 地震災害

①熊本地震

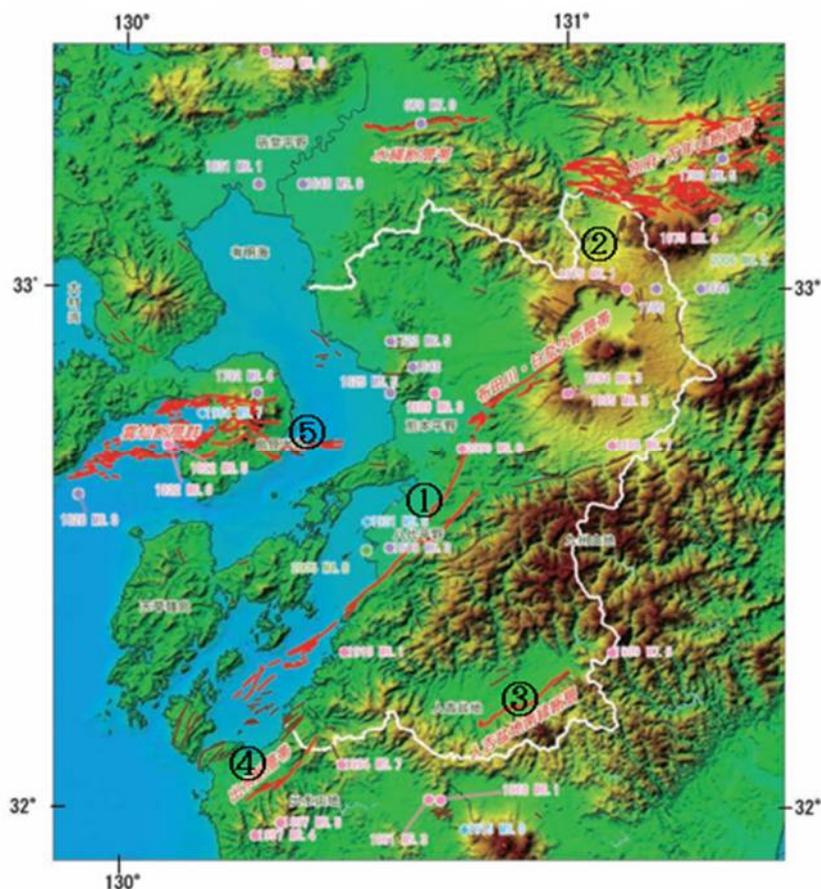
観測史上初となる震度7の揺れを2度観測した平成28年熊本地震では、本市において7,941棟の住家被害、90名の人的被害が発生した。

熊本県内に地震被害の可能性のある断層が①から⑤（表）まであり、本市は断層の直下には位置していないものの、いつ起こるか分からない未曾有の災害に対して事前の対策が必要である。

◆熊本地震における人的及び住家の被害状況（2019年6月13日）

区分		熊本県全体	菊池管内	合志市
人的被害	死者	265名	21名	7名
	重傷者	1,184名	87名	27名
	軽傷者	1,550名	137名	56名
住家被害	全壊	8,642棟	274棟	47棟
	半壊	34,391棟	3,589棟	862棟
	一部損壊	155,103棟	18,860棟	7,032棟

◆熊本周辺の主要活断層（表）



- ①布田川・日奈久断層帯
- ②別府・万年山断層帯
- ③人吉盆地南縁断層
- ④出水断層帯
- ⑤雲仙断層群

② 南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政南海地震及び昭和21年（1946年）の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約35,000人、全壊建物が約89,000棟、大分県で死者21,923人、全壊建物が30,095棟などの被害が想定されている（注1、注2）。

熊本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」（平成 25 年 12 月）に基づき、県内の 10 市町村（注 3）が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害想定は死者 120 人、建物の全壊 18,900 棟などの想定となっている。

本市は九州の中心に位置しており、津波や高潮による被害は少ないものと考えられる。一方で、九州各地、四国等で甚大な被害が予想されるため、本市は災害時における広域防災拠点としての機能を果たしていく必要がある。

（注 1）（出典）宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

（注 2）（出典）大分県地震津波被害想定調査結果

（注 3）宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

〔参考 2〕熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。（平成 25 年 3 月）

〔対象〕本市への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

〔被害想定結果〕（主な項目を抜粋）

項目 (注1)	布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値	
津波規模	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m	
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	1 人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

（注1）本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

（注2）別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

（注3）布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

(3) 火山噴火

阿蘇山の中岳は有史以降も噴火を繰り返し、火山^{さいせつ}砕屑物を噴出している。中岳火口は、数個の火口が南北に連なる長径 1,100m の複合火口で、近年は北端の第 1 火口が活動している。第 1 火口は非活動期には「湯だまり」と呼ばれる火口湖が形成され、活動期には湯だまりが消失して黒色砂状の火山灰(地方名ヨナ)を噴出するとともに、赤熱噴石等の放出を伴う噴火も発生し、時には、激しい水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。

現在、観光地としての人気が定着しているが、過去には死者が発生するような爆発的噴火も発生しており、昭和 33 年(1958 年)には第 1 火口の突然の爆発により、死者 12 名、負傷者 28 名等の被害が生じた。近年も噴火警戒レベル 3(入山規制)の噴火等が発生しているため、十分な安全確保が必要である。

[参考 3] 阿蘇山の主な噴火活動

西暦	現象	被害状況
1816 年 6 月 12 日	噴火	噴石等を連続的に噴出。7 月に噴石により 1 名死亡。
1872 年 12 月 30 日	噴火	硫黄採掘者が数名死亡。
1952 年 12 月 17 日～19 日	噴火	噴石により負傷者 13 名。
1953 年 4 月 27 日	噴火	死者 6 名、負傷者 90 余名。
1958 年 6 月 24 日	噴火	死者 12 名、負傷者 28 名。
1979 年 9 月 6 日	噴火	死者 3 名、重傷 2 名、軽傷 9 名。同年 11 月には宮崎県、大分県、熊本市内で降灰観測。
2014 年 11 月 25 日～27 日	噴火	火山灰が約 7cm 堆積。
2015 年 9 月 14 日	噴火、火映現象、火炎現象	噴煙最高 2000m。熊本県、大分県、宮崎県の一部の地域で降灰観測。
2016 年 10 月 8 日	噴火	海拔高度 11,000m まで噴煙到達。熊本県、大分県、愛媛県、香川県、岡山県で降灰観測。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

県の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして49の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本市の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、42の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の

		絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-2	広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止

下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	火山噴火による地域社会への甚大な影響
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路や橋梁、鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各部局において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取り組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別冊のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、熊本県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取り組みの実施主体は、国、県、他市町村、防災関係機関、民間事

業者、NPO、市民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、本市だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村の連携だけでなく、平時から国や県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

本市において、災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県などの協力だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・本市だけでなく、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 24 年の熊本広域大水害や平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

(6) 九州を支える広域防災拠点としての機能確保・充実が必要

東日本大震災により、複数の県に跨るような広域的な災害対応の必要性が認識され、九州においても南海トラフ地震が発生した場合、宮崎県、大分県を中心として広範囲かつ甚大な被害が想定されている。

熊本県は、九州の中心に位置する自治体として、広域的な防災拠点の核として国より位置づけられており、そのような意味でも本市が真に九州における広域防災拠点としての役割を担っていけるよう、基盤や機能の充実・強化を促進する必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる42の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市の強靱化の方向性を検討のうえ、今後、施策の推進方針を以下のとおりとする。

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化)【都市建設部】

○ 熊本県建築士事務所協会と協定を結び住宅の耐震診断を勧め、診断に対する費用の補助を行う。診断結果で耐震性が不足しているとの結果になった場合には住宅所有者へ耐震改修設計・耐震改修工事を勧める。

(宅地の耐震化)【都市建設部】

○ 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を促進する。小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を勧める。

(危険なブロック塀の撤去)【都市建設部】

○ 道路沿いに存在するブロック塀等については倒壊により多数の死傷者が出る可能性が大きい。市ホームページ・広報等を活用し危険ブロック塀の撤去については、補助制度を周知し市民に危険ブロック塀の撤去を促す。

(公営住宅の整備)【都市建設部】

- 大規模災害に備えて、経年劣化等に合わせて、随時、公営住宅を改修・解体・建替等を行う。

(住宅密集地における火災の拡大防止)【総務部・都市建設部】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する狭隘^{きょうあい}道路・行き止まり道路等の解消・公園等の整備を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを進める。

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る。

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、普及啓発を図る。

(ガス設備の耐災性の強化)【総務部】

- 耐震性の低いガス管の破損による火災や爆発を防ぐため、耐震性・耐食性に優れたガス管(ポリエチレン管)への取替えなどの情報を提供する。

- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、都市ガス事業者においては発災時に迅速なガスの緊急停止判断を行うための体制整備を、LPガス事業者においてはLPガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置(自動ガス遮断装置等)の整備促進等の自主保安活動への協力を要請する。

(家庭・事業所における地震対策)【総務部】

○ 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に市民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、総合防災訓練等を活用した各地区防災訓練への参加を促す。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務部】

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務部】

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部】

○ 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、定期的に情報伝達体制による訓練を行う。

○ 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○ 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県及び市の防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供

手段を確保するため、SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(過去の教訓や経験の伝承)【総務部】

○ 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、市内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

(家賃低廉化事業の活用と住宅の管理)【都市建設部】

○ 家賃低廉化事業を活用し、公営住宅を維持管理するとともに災害時にも継続して住める環境を平時から整えておく。

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)

【総務部・都市建設部・教育委員会・健康福祉部・各施設所管部】

○ 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を行う。

○ 幼稚園・保育園・学校等において、子どもたち及び教職員等の安全を確保するとともに、施設を避難所として使用できるよう、施設、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を行う。

○ 公共施設・学校施設の安全性・機能性の確保に向けて適切な維持管理や老朽化対策、防災機能強化等を図っていく。また、老朽化する施設の増加に伴い、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化などを図るとともに長寿命化に向けた施設の整備を行っていく。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止)【健康福祉部】

○ 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)

【総務部・産業振興部・都市建設部】

○ 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を行う。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化を支援する。

○ 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、各消防本部を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部】(再掲)(1-1)

○ 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○ 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県及び市の防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（過去の教訓や経験の伝承）【総務部】（再掲）（1-1）

○ 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、市内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

（1-3）台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【都市建設部・総務部】

○ 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。

○ 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を図る。

(円滑な避難のための道路整備)【都市建設部】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、土地区画整理事業等を活用し、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組む。
- 橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(避難勧告等の適切な発令)【総務部】

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、市における避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国、県のガイドラインに基づく見直しを進める。
- 避難勧告等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務部】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの市民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、市民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発に努める。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部】(再掲)(1-1)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情

報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○ 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県及び市の防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）（1-1）

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）（1-1）

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（1-4）大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（阿蘇山噴火時の避難体制の整備）【総務部】

○ 火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、市における避難場所や避難経路、避難のための施設の整備を進める。

○ 火山噴火時に地域住民などが迅速に避難できるよう、国、県、他市町村及び関係機関と連携して、噴火警戒レベルや火山災害時における避難等の啓発を行う。

○ 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図る。

(山地・土砂災害対策の推進)【産業振興部・都市建設部・総務部】

○ 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。

○ 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な地域への移転を促進する。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務部】(再掲)(1-1)

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務部】(再掲)(1-1)

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部】(再掲)(1-1)

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

(避難勧告等の適切な発令)【総務部】(再掲)(1-3)

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、市における避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国、県のガイドラインに基づく見直しを進める。
- 避難勧告等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(通信手段の機能強化)【総務部】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。

(要支援者対策の推進)【総務部・健康福祉部】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを図る。

(観光客の安全確保等)【産業振興部】

○ 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を要請する。

(外国人に対する情報提供の配慮)【総務部】

○ 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)【総務部】

○ 大規模災害時に、適切な災害対応が行われるよう、市と地域の間で情報を共有するために、適切な災害対応が行われるよう、市と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化を図るとともに、地域防災リーダー(防災士等)の育成などの充実を図る。

(学校等の災害対応の機能向上)【教育委員会・健康福祉部】

○ 大規模災害時、子どもたちの身の安全を確保するため、学校及び教育・保育施設で全職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

○ 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も子どもたちが自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、子どもたちの安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務部】(再掲)(1-3)

○ 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係

機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるように訓練等を行うとともに、連携強化を図る。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(災害時における給食センター及び各学校給食室の平常稼働)【教育委員会】

熊本地震時には各施設の直接的な大きな被害は、いずれの施設においてもなかったものの、施設の老朽化が進んでいる現状や、これから先も引き続き安全安心な学校給食を安定的に提供するために、施設の維持管理、整備・更新を進めて行く。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【総務部】

○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、市民及び事業者に対し、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するなど、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(備蓄の推進)【総務部】

○ 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、市の備蓄方針を検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務部】

○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(県、他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備)【総務部】

○ 大規模災害時に市の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、供給体制の多重化、強化を図る。

(プッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)【総務部】

○ 大規模災害時に国等が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(水道施設の耐震化等)【水道局】

○ 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント等を活用した施設の中長期的な更新計画を推進するとともに、水道施設の耐震化を図る。

(人命救助・救援物資の輸送に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)

【都市建設部】

○ 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 市内における災害時の物資輸送ルートを確認するため、市東西を結ぶ都市計画道路の計画的な整備を進めるとともに、御代志駅前広場をはじめとする交通結節点を整備し、公共交通機関との連携を図りながら、物資輸送ルートの強化を図る。

- 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所等の見直し)【総務部・健康福祉部】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化)【総務部・健康福祉部・教育委員会・水道局】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、空調施設、給水施設(井戸等)、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

(指定避難所等の周知徹底)【総務部・健康福祉部】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の位置、特に福祉避難所の設置目的等について周知徹底を図る。

(避難所運営体制の構築)【総務部・健康福祉部・教育委員会】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの見直し及び周知を図る。
- 公共施設以外の施設において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多

くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

○ 大規模災害時、多数の避難者が想定される避難所及び福祉避難所として、安心して避難生活できる環境を確保するため、施設の維持管理に努めるとともに、福祉避難所として機能が発揮できるよう、非常用電源（自家発電設備や再生可能エネルギー・蓄電池など）確保の整備を進める。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康福祉部】

○ 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒対策を検討する。

○ 避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（福祉避難所の円滑な運営）【健康福祉部】

○ 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取り組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の設置目的等について広報を行い、理解の促進を図る。

（熊本DCAT（ディーキャット）の受援体制の整備）【健康福祉部】

○ 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）」や各種団体等のボランティアをスムーズに受援できるように、体制を整備する。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)【総務部・健康福祉部】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防)【健康福祉部】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取り組み)【総務部】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、市や関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、市民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災訓練等に取り組む。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)【産業振興部・都市建設部】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、市内各地域や集落間を結ぶ道路(農道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を進める。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)

【総務部・市民生活部・産業振興部・健康福祉部】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難

所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

○ 大規模災害時、多数の避難者が想定される避難所及び福祉避難所として、安心して避難生活できる環境を確保するため、施設の維持管理に努めるとともに、福祉避難所として機能が発揮できるよう、非常用電源（自家発電設備や再生可能エネルギー・蓄電池など）確保の整備を進める。

（自主防災組織の活動の強化）【総務部】

○ 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等、連携を強化する。

（地域コミュニティの維持）【総務部】

○ 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取り組みについて支援する。

（土砂災害対策の推進）【産業振興部・都市建設部・総務部】

○ 大規模な土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

（農業用施設の更新整備及び保全管理）【産業振興部】

○ 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

(2-4) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化)【総務部】

○ 大規模災害時に市が保有する消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。

(消防の災害対処能力の強化)【総務部】

○ 大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。

(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)【総務部】

○ 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。

○ 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数選定するとともに、情報共有による円滑な活動体制が取れるように地権者との連携を図る。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務部】(再掲)(1-1)

○ 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員の確保、資機材の整備促進)【総務部】

○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、転入者の新規入団の促進を図る他、能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（退団OBの活用や学生消防団員含む）の創設等も含め、他市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

また、消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(自主防災組織の活動の強化)【総務部】(再掲)(2-3)

○ 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(熊本DMAT(ディーマット)の受援体制の整備)【健康福祉部】

○ 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム(熊本DMAT)をスムーズに受援できるように体制を整備する。

(救急・救助・救援物資の輸送に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)

【都市建設部】

○ 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性（リダンダンシー）を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

（緊急交通路の確保）【都市建設部】

○ 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに高速道路等の主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

（２－５）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（燃料供給体制の構築）【総務部】

○ 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、関係機関と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

（活動に必要な燃料の供給）【総務部】

○ 市外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、受援主体において、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を図るとともに、消防本部においては国の補助や無償貸与制度を活用した燃料補給車の整備を進める。

(人命救助・救援物資の輸送・医療活動のためのエネルギー供給に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)【都市建設部】

○ 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(2-6) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)【総務部】

○ 災害時の帰宅困難者等への飲料水やトイレなど、支援体制を整備するため、民間企業、各種団体、組合等との協定の締結を進める。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【総務部】

○ 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を進める。

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による 医療機能の麻痺

(医療救護活動の体制整備)【健康福祉部】

○ 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、関係機関と連携し、救護活動に係る医療従事者の派遣等について連携を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。

(熊本DMAT(ディーマット)の受援体制の整備)【健康福祉部】(再掲)(2-4)

○ 災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム(熊本DMAT)をスムーズに受援できるように体制を整備する。

(熊本DPAT(ディーパーット)の受援体制の整備)【健康福祉部】

○ 大規模災害時、被災地域の精神科病院の診療支援や、避難所生活を送る患者の対応、災害のストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、県内の精神科医療機関で編成する災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)をスムーズに受援できるように体制を整備する。

(人命救助・救援物資の輸送に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)

【都市建設部】

○ 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通

行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性（リダンダンシー）を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

（２－８）被災地における疾病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【健康福祉部】

○ 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県や他市町村と連携して防疫対策に取り組む。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康福祉部】（再掲）（２－２）

○ 避難所等において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒対策を検討する。

○ 避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関や災害ボランティアとの連携を図る。また、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する

（エコノミークラス症候群の予防）【健康福祉部】（再掲）（２－２）

○ 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防対策である加圧靴下の使用や、必要な運動等についての教育啓発など、発生直後からの有効な情報提供体制づくりを進める。

(生活水の確保)【総務部・市民生活部・教育委員会・健康福祉部】

- 大規模災害時にトイレ等の生活水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを図る。

- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活水の確保について啓発を行う。

- 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(下水道BCPの充実)【水道局】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能を確保する

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)【総務部・各施設所管部】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、防災拠点施設である庁舎や学校等の公共施設等の指定避難所の防災上重要な建築物については、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、災害対策本部となる庁舎の被災により使用不能となった際、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(業務継続可能な体制の整備)【総務部】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の見直しを図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等を見直しを進める。

○ 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)【総務部】

○ 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

(市外からの応援部隊の受入体制の整備)【総務部】

○ 大規模災害時、市外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

(防災訓練の実施)【総務部】(再掲)(1-1)

○ 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化を図る。

(職員の安全確保に関する意識啓発)【総務部】

○ 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

(3-2) 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(広域防災拠点となる施設等の耐災性の強化)【全庁】

○ 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、防災拠点施設である庁舎や学校等を含む公共施設等の指定避難所の防災上重要な建築物につい

ては、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。

○ 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、または県及び他市町村との相互補完体制の構築など多重性（リダンダンシー）の確保を図る。

○ 大規模災害時に、災害対策本部となる庁舎の被災により使用不能となった際、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

（広域的な災害に対応するための連携体制の強化）【総務部】

○ 県境を越える広域的な大規模災害時、県外も含めた関係機関と迅速かつ適切な連絡調整を行う。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)【総務部】

○ 大規模災害時、防災活動の拠点となる施設については、防災行政無線等の情報通信施設が、72 時間程度の機能維持が可能となるよう、非常用電源の整備、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を図る。

(通信手段の機能強化)【総務部】(再掲)(1-5)

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。

○ 災害活動時に使用する衛星携帯電話の整備を進める。

○ 国及び電気通信事業者の協力のもと、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。

○ 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄及び、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

(4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(人命救助・救援物資の輸送・医療活動のためのエネルギー供給に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)【都市建設部】

○ 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部】(再掲)(1-1)

○ 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○ 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との

連携体制を構築する。

○ 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県及び市の防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや市ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（通信手段の機能強化）【総務部】（再掲）（1－5）

○ 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者への直接支援とBCP策定促進)【産業振興部】

○ 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう支援を行う。また、市内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携)【産業振興部】

○ 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を図る。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(人命救助・救援物資の輸送・医療活動のためのエネルギー供給に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)【都市建設部】

○ 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。

- 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性（リダンダンシー）を確保するための迂回路等の整備を要請する。
- 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

（５－２）社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（燃料供給体制の構築）【総務部】

- 大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の途絶を防ぐため、関係機関と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

（人命救助・救援物資の輸送・医療活動のためのエネルギー供給に不可欠な道路（＝命の道）、防災拠点の早期整備）【都市建設部】

- 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。
- 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の４車線化を要請する。
- 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性（リダンダンシー）を確保するための迂回路等の整備を要請する。

- 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(5-3) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)【産業振興部】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築)【産業振興部】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取り組みを支援するとともに、農道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化)【産業振興部】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

(共済加入の促進)【産業振興部】

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。

(5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

- (人命救助・救援物資の輸送・医療活動のためのエネルギー供給に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)【都市建設部】

- 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。
- 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。
- 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性（リダンダンシー）を確保するための迂回路等の整備を要請する。
- 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

（5－5）金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（事業者への直接支援とBCP策定促進）【産業振興部】（再掲）（5－1）

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう支援を行う。また、市内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

（5－6）食料等の安定供給の停滞

（災害時における給食センターの及び各学校給食室の平常稼働）【教育委員会】

- 熊本地震時には各施設の直接的な大きな被害は、いずれの施設においてもなかった

ものの、施設の老朽化が進んでいる現状や、これから先も引き続き安全安心な学校給食を安定的に提供するために、施設の維持管理、整備・更新を進めて行く。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務部】(再掲)(2-1)

○ 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備)【総務部】(再掲)(2-1)

○ 大規模災害時に市の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、供給体制の多重化、強化を図る。

(プッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)【総務部】(再掲)(2-1)

○ 大規模災害時に国等が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【総務部】(再掲)(2-1)

○ 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(人命救助・救援物資の輸送・医療活動のためのエネルギー供給に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)【都市建設部】

○ 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライ

フライングとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性（リダンダンシー）を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)【総務部】

○ 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) (再掲) (2-3)

【総務部・市民生活部・産業振興部・健康福祉部】

○ 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

○ 大規模災害時、多数の避難者が想定される避難所及び福祉避難所として、安心して避難生活できる環境を確保するため、施設の維持管理に努めるとともに、福祉避難所として機能が発揮できるよう、非常用電源（自家発電設備や再生可能エネルギー・蓄電池など）確保の整備を進める。

(燃料供給体制の構築)【総務部】

○ 大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、県及び関係機関、事業者と連携のうえ燃料供給体制の構築を図る。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等)【水道局】(再掲)(2-1)

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント等を活用した施設の中長期的な更新計画を推進するとともに、水道施設の耐震化を図る。

(応急給水体制の整備)【水道局・総務部】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活水の確保)

【総務部・市民生活部・教育委員会・健康福祉部】(再掲)(2-8)

- 大規模災害時にトイレ等の生活水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活水の確保について啓発を行う。
- 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(上水道BCPの策定)【水道局】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、事業継続計画(BCP)に基づいた取り組みを行う。

(工業用水道施設の強靱化)【水道局・産業振興部】

- 工業用水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、耐震化や老朽化設備の計画的な更新等を図る。

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(汚水処理施設の計画的な点検・調査と改築更新)【水道局】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期間にわたる機能停止を防止するため、合志市下水道ストックマネジメント点検調査計画及び改築更新計画、並びに合志市農業集落排水事業機能診断調査及び合志市農業集落排水事業最適整備構想に基づき、計画的な点検・調査を行いながら、計画的に改築・更新を進め、施設の長寿命化と強靱化を図る。

(下水道施設の耐震化)【水道局】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期間にわたる機能停止を防止するため、合志市下水道事業経営戦略に基づき、下水道処理場・ポンプ場及び重要な幹線管渠の耐震化を進め、施設の強靱化を図る。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を図るとともに、仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

(浄化槽の整備等)【水道局】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制(地理情報システム活用に向けた浄化槽台帳システムの改訂を含む)を構築する。

(下水道BCPの充実)【水道局】(再掲)(2-8)

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【総務部】(再掲)(2-6)

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進)【総務部・産業振興部】

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう要請する。

- 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を要請する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【総務部・都市建設部・産業振興部】

- 県内各地域や集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を進める。

(人命救助・救援物資の輸送・医療活動のためのエネルギー供給に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)【都市建設部】

- 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。
- 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。
- 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。
- 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(6-5) 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備)【水道局・総務部】(再掲)(6-2)

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保)【総務部・市民生活部・教育委員会・健康福祉部】

(再掲)(2-8)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の

位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを図る。

○ 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活水の確保について啓発を行う。

○ 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)【総務部・都市建設部】(再掲)(1-1)

○ 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する狭隘^{きょうあい}道路・行き止まり道路等の解消・公園等の整備を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを進める。

○ 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の更新等を所有者に要請し、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る。

○ 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、普及啓発・促進を図る。

(消防団の災害対処能力の強化)【総務部】

○ 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

(自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

【総務部】(再掲)(2-4)

○ 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。

○ 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(消防団における人員の確保、資機材の整備促進)【総務部】(再掲)(2-4)

○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、転入者の新規入団の促進を図る他、能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(退団OBの活用や学生消防団員含む)の創設等も含め、他市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

また、消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を進める。

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)【都市建設部】

○ 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、耐震診断、耐震改修等を進める。

(被災建築物等の迅速な把握)【都市建設部】

○ 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県及び建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材の確保と育成を行う。

(7-3) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新)【産業振興部】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的に改修を進める。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を図る。

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等)【市民生活部・産業振興部】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルを進めるなど、県及び事業者と連携した取り組みを図る。

(アスベスト対策)【市民生活部・都市建設部】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

(NBC災害に対応する資機材の整備)【市民生活部】

- 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防

止するため、消防及び警察において核、生物、化学物質による特殊災害（NBC災害）に対応する資機材の整備を要請する。

（7－5）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【産業振興部】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）【産業振興部】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県及び関係団体と連携し、地域住民が主体となった「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）【産業振興部】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再生林や間伐等の適切な森林整備を進める。

（山地・土砂災害対策の推進）【産業振興部・都市建設部】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するための計画的な整備を推進する。

（中山間地域の振興）【産業振興部】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普

及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となつて行う地域コミュニティの維持等の取り組みを支援する。

(7-6) 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備)【総務部】(再掲)(1-4)

- 火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、市における避難場所や避難経路、避難のための施設の整備を図る。
- 火山噴火時に地域住民などが迅速に避難できるよう、国、県、他市町村及び関係機関と連携して、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性などの情報収集及び情報提供に努める。
- 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図る。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務部】(再掲)(1-1)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを作成・整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務部】(再掲)(1-1)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

(共済加入の促進)【産業振興部】(再掲)(5-3)

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

(農業施設の耐候性等の強化)【産業振興部】(再掲)(5-3)

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

(降灰対策の推進)【健康福祉部・市民生活部・都市建設部】

- 降灰による住民生活への被害等を防ぐため、健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関との連携体制を強化する。

(7-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備)【総務部・産業振興部】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 市内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(市災害廃棄物処理計画の策定)【市民生活部】

○ 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、県から提供される災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などに基づき、災害廃棄物処理計画の策定を行う。

(仮置場の選定)【市民生活部】

○ 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地の選定を事前に行う。

(関係団体等との連携)【市民生活部】

○ 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、他市町村及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の構築を図る。

(8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化)【都市建設部】

○ 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

(学校における人材の育成)【教育委員会】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

(災害ボランティアとの連携)【健康福祉部】

- 大規模災害時、市とボランティア関係団体が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を図る。

(罹災証明書の速やかな発行)【総務部】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県が実施する住家被害認定調査に関する研修に参加する。

(被災建築物等の迅速な把握)【都市建設部】(再掲)(7-2)

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県及び建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材の確保と育成を図る。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)【教育委員会】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行)【総務部】(再掲)(8-2)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から県が実施する住家被害認定調査に関する研修に参加する。

(応急仮設住宅の迅速な提供)【都市建設部・健康福祉部】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

(地籍情報の管理)【都市建設部】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認ができるように整備する。

(地震保険加入率の向上)【総務部】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、地震保険制度の周知・啓発を図る。

(災害ボランティアとの連携)【健康福祉部】(再掲)(8-2)

- 大規模災害時、市とボランティア関係団体が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を図る。

(相談体制の整備)【総務部】

- 大規模災害時に市民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携)【産業振興部】(再掲)(5-1)

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進)【総務部】

- 大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダー(防災士)の育成などの充実を図る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化)【総務部】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

(地域と学校の連携)【教育委員会】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、子どもたちの地域におけ

る防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持)【総務部・健康福祉部】

○ 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となつて行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

○ 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

(消防団における人員の確保、資機材の整備促進)【総務部】

○ 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促すとともに、転入者の新規入団の促進を図る他、能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(退団OBの活用や学生消防団員含む)の創設等も含め、他市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

また、消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(8-5) 道路や橋梁、鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 市内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、市内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(人命救助・救援物資の輸送・医療活動のためのエネルギー供給に不可欠な道路(=命の道)、防災拠点の早期整備)【都市建設部】

○ 南海トラフ地震が発災した際に各地域への人命救助、物資輸送に必要なライフラインとしての役割を担う中九州横断道路の早期完成に向けて、関係機関に要請する。

○ 各地域への救援物資の輸送を円滑に行うために、北熊本スマートインターチェンジや今後

整備される市内のインターチェンジにつながる主要幹線道路の4車線化を要請する。

○ 災害時、国県道に車両が集中し混雑するため、市道に車両が侵入し、緊急車両の通行及び地域の生活道路が混乱しないように、緊急輸送路の多重性(リダンダンシー)を確保するための迂回路等の整備を要請する。

○ 国及び県有地における災害時の防災拠点としての機能を発揮するために、国及び県からの要請に基づき、国・県有地の施設活用等の協議を行う。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備)【総務部】

○ 大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、国、県や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめ、耐災性の強化に向けた取り組みを進めるとともに、地域鉄道が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

(災害時の交通安全対策)【総務部】

○ 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、交通安全教育の推進を図る。

(8-6) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)【都市建設部・産業振興部】

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、被害軽減に資する流域減災対策に対する整備及び要請を行う。